

委託業務処理要領

第1 総則

受託者は、「建築物における衛生的環境の確保に関する法律（以下「ビル管法」という。）」（昭和45年法律第20号）、同法施行令及び同法施行規則の規定に基づき、委託業務を処理しなければならない。

第2 業務内容

受託者は、ビル管法の規定による建築物環境衛生管理技術者免状を有する者（以下、「環境技術者」という。）を選任し、建築物の維持管理全般が環境衛生上適正に行われるよう次の業務を行う。

1 環境衛生維持管理業務の全般的監督

庁舎内を少なくとも週1回以上、くまなく回り、空気環境の調整、給水及び排水の管理、清掃、ねずみ・昆虫防除の業務全般を監督し、庁舎の環境衛生上良好な状態を常に維持するよう務めなければならない。

2 飲料水残留塩素測定

給水栓における水に含まれる遊離残留塩素の測定を週1回行い、問題点があればその改善に努める。

- (1) 測定場所 オホーツク合同庁舎1階給湯室
- (2) 測定方法 DPD法によることとし、この際、水栓を全開にした後の水を採取し、測定すること。
- (3) 測定実施日 令和6年（2024年）4月1日から令和7年（2025年）3月31日まで
- (4) 測定回数 52回

3 ねずみ・昆虫防除

庁内のねずみ・昆虫等の発生の恐れのある場所の巡視を月2回行うこと。

また、ビル管法に基づき、ねずみ、昆虫等の発生を未然に防止するため、薬剤の散布を年2回行うこと。

- (1) 定期巡視
 - ア 実施場所 別紙図面のとおり
 - イ 巡視実施日 令和6年（2024年）4月1日から令和7年（2025年）3月31日まで
 - ウ 巡視回数 24回
- (2) 一斉防除
 - ア 実施場所 別紙図面のとおり
 - イ 一斉駆除実施月 7月、1月
 - ウ 一斉駆除回数 2回
- (3) 業務処理における注意事項
 - ア 薬剤の散布にあたっては、人体に害を与えないようにすること。
 - イ 薬剤散布後、飲料水に影響を与えないこと。
 - ウ その他安全に十分留意すること。

4 空気環境測定

- (1) 測定内容 浮遊粉塵の量・一酸化炭素の含有率・二酸化炭素の含有率・温度
相対湿度・気流（計6項目）
- (2) 測定機器 ビル管法施行規則によるそれぞれの性能を備えた物
- (3) 測定方法
 - ア 実施月 4月、6月、8月、10月、12月、2月
 - イ 測定点 別紙図面上の22ポイント
測定点の居室等の中央部において、測定ワゴン車を用い床上75cm～120cmの高さで測定すること。

また、各項目は1日2回測定することとし、測定値は浮遊粉塵の量、一酸化炭素の含有率、炭酸ガスの含有率の量は、その平均値、温度・相対湿度・気流は、2測定時に測定した瞬間値を測定値とすること。

- ウ 測定時刻 1回目・・・始業時の概ね2時間後
 2回目・・・終業時の概ね2時間前

5 環境衛生管理に関する測定の評価

空気環境測定及び水質検査等の測定結果に基づき、庁舎の環境衛生についての評価を行い、問題点があればその改善に努めることとする。

(1) 測定及び検査時期

空気環境測定 4月、6月、8月、10月、12月、2月

水質検査 業務の都度（年2回）

(2) 測定結果の評価及び改善

空気環境測定及び水質検査の測定結果を評価・分析し、問題があればその改善に努めることとする。

6 環境衛生管理に必要な業務の適正な管理及び指導

(1) 環境衛生管理に必要な排水設備の清掃、貯水槽の清掃、水質検査、ねずみ・昆虫防除業務を行う場合、受託者は、その業務に環境技術者を立ち合わせ、適正な業務管理・指導を行う。

(2) 実施時期

排水設備清掃 業務の都度（年2回）

貯水槽清掃 業務の都度（年1回）

水質検査 業務の都度（年2回）

ねずみ・昆虫の防除 7月、1月

7 環境衛生管理に必要な意見の具申

業務担当員と連絡を密にして業務を遂行し、必要な場合は意見を述べ、オホーツク合同庁舎の維持管理が環境衛生上適正に行われるよう努めなければならない。

8 その他委託業務の実施に関連する業務

第3 報告

受託者は、要領第2に定める業務を実施した場合、速やかに委託者に報告しなければならない。

《時期》

- 1 第2の1 業務終了後、速やかに別紙1により報告すること。
- 2 第2の2 業務終了後、速やかに別紙1により報告すること。
- 3 第2の3 業務終了後、速やかに任意の様式により報告すること。
- 4 第2の4 業務終了後、速やかに任意の様式により報告すること。
- 5 第2の5 測定結果を評価・分析後、速やかに任意の様式により報告すること。
- 6 第2の6 業務終了後、速やかに任意の様式により報告すること。

※業務実施日が土日祝日の場合は、翌開庁日に報告すること。

第4 その他

この要領に定めのない事項については、委託者と受託者とが協議の上、処理することとする。